

悪質な点検商法に気を付けて！

＜相談事例＞

近くで工事をしているという事業者が来訪し「お宅の屋根がずれているのが見えたので、点検しましょうか。」と言うので、依頼した。その事業者から傷んだ屋根や外回りの写真を見せられ、修理工事契約を結んだところ、家族から「点検商法ではないか」と心配された。念のため、以前から世話になっている大工さんに見てもらおうと「最近、点検と言って屋根に上り、故意に壊して写真を撮る事業者がいるので、気を付けて」と言われた。
(70歳代男性)

＜アドバイス＞

- 点検箇所を故意に壊して撮影し、勧誘する悪質なケースがあります。突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。
- 点検後に修理を勧められても、その場では契約しないようにしましょう。別の専門家に確認をとったり、複数の事業者から見積もりを取ることが大切です。
- 家族や周囲の人は、不審な人物の訪問がないか、見慣れない書面等がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でもクーリング・オフできる場合があります。困ったときは消費生活センターに相談してください。



まもりん

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた 7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟 1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所 3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ 4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター
☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん